

特殊詐欺等による被害を防止するためATM設置者が講ずるよう努める措置に関する指針（案）

大阪府安全なまちづくり条例（平成14年大阪府条例第1号）第21条第3項の規定により、特殊詐欺等による被害を防止するためのATM設置者が講ずるよう努める措置に関する指針を次のように定める。

第1 目的

この指針は、大阪府安全なまちづくり条例（平成14年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）第21条第3項の規定に基づき、ATM設置者が講ずるよう努める措置を定め、特殊詐欺等の被害を防止することを目的とする。

第2 用語

この指針において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第3 適用範囲等

- 1 この指針は、ATMの本体及び当該ATMが設置されている場所を適用の対象とする。
- 2 この指針は、ATM設置者が特殊詐欺等による被害を防止するために講ずるよう努める措置を示すものである。

第4 対策を講ずるよう努める措置

ATM設置者が対策を講ずるよう努める措置は、次のとおりとする。

1 ATMに対する措置

- (1) ATMを操作するための画面に高齢者が携帯電話機で通話しながらATMを操作することが禁止である旨の注意を喚起するための表示等ができる機能を備えたATMを設置する。
- (2) ATMに備え付けられているカメラ等にAI技術を導入することにより、ATMを操作しながらの携帯電話機による通話を検知した場合の取引を遮断することのできる機能を備えたATMを設置する。

2 ATMが設置された金融機関の店舗における措置

- (1) ATMの利用者を検知するためのセンサー及び当該センサーの情報に基づき、当該利用者に対して特殊詐欺等の被害を防止するための注意を喚起するため、必要な情報を伝達できる装置を備え付ける。
- (2) 金融機関のATM等において携帯電話機で通話しながらATMを操作している高齢者を早期に発見し、特殊詐欺等の被害を防止するための注意を喚起するため、AI技術を搭載した防犯カメラ等を設置する。
- (3) 設置するATM付近において、携帯電話機による通話を不可能にするため、携帯電話機等の電波を妨害し、若しくは遮断する装置又は携帯電話機による通話を妨害する装置を導入する。
- (4) 金融機関職員又は金融機関から依頼を受けた者が、当該金融機関の店舗における巡回又は当該金融機関に設置している防犯カメラに表示される現在の映像を確認することにより、携帯電話機で通話しながらATMを操作している高齢者を早期に

発見し、特殊詐欺等の被害を防止するための注意を喚起する。

第5 留意事項

A T M設置者は、大阪府における特殊詐欺等の被害の実態に応じたA T Mに対する措置を講ずるよう努めるものとする。

第6 その他

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。